別記第三十七号の三様式（第二十五条の三関係）（平23法省令43・全改、平31法省令７・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番　　号 年　月　日

意見聴取通知書

殿

出入国管理及び難民認定法第22条の４第２項の規定に基づき，あなたの在留資格の取消しに関し，下記のとおり意見の聴取を行いますので出頭してください。

１　在留資格取消対象者

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

生年月日＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

在留資格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　在留資格の取消しの原因となる事実

３　意見の聴取を行う期日及び場所

＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分　場　所＿＿＿＿＿＿＿＿

４　意見の聴取を行う入国審査官（意見聴取担当入国審査官）

出入国在留管理局　　入国審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注　　意

ア　正当な理由なく意見の聴取に出頭しないときは，出入国管理及び難民認定法第22条の４第５項の規定により，意見の聴取を行うことなく在留資格を取り消す場合があります。

イ　本人が出頭できない場合は，あらかじめ地方出入国在留管理局長の許可を受けて代理人を出頭させてください。

（注）１　※には意見聴取を行うことを通知する者の職名を記入するものとする。

２　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とする。